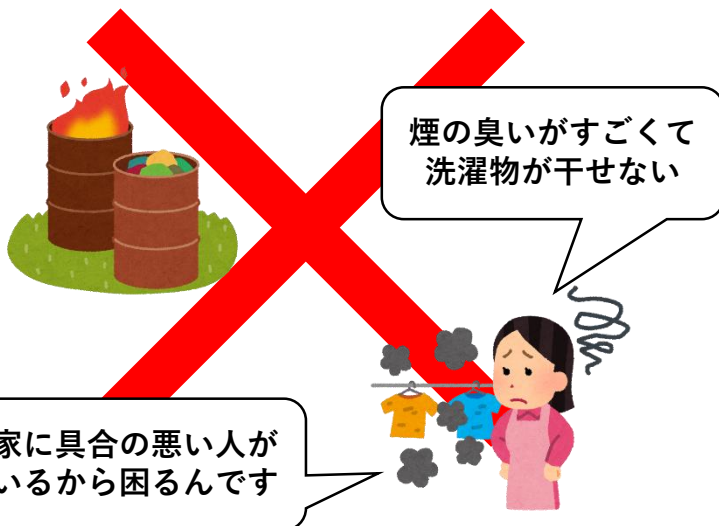




野焼きは原則禁止です

火災と紛らわしい煙や火災を発する恐れのある行為は消防署への届出が必要です。

家庭ごみの野外焼却は、法律で禁止されています。また、一部例外も認められていますが、周辺への配慮や、住宅密集地での焼却はご遠慮ください。



ただし、農業・林業を営むうえで必要な焼却もありますので、住民の皆様のご理解をお願いします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- (1) 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- (2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- (3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

廃棄物処理法違反の罰則

不法投棄や野外焼却は、自然環境や生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。原因者は撤去を求められるとともに、重い刑罰が科せられます。

個人 5年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はこの併科
法人 3億円以下の罰金

焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

例えば・・・

国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き 道路側の草焼き
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月のしめ縄・門松などの焼却
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	田んぼ畔の草や下枝の焼却
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの	落ち葉焼きやキャンプファイヤー

たとえ例外が認められていても長時間焼却しない、天候(風向き)に配慮し、「周辺環境に迷惑をかけないこと」をお忘れなく。